大阪府立自然公園条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府立自然公園条例（平成十三年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （公園計画）第四条　（略）２　（略）３　公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。４　（略）５　第二項及び前項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。（公園事業の決定等）第五条　（略）２　前条第四項の規定は、公園事業の決定、廃止及び変更について準用する。３　（略）（風景地保護協定の締結等）第十二条　地方公共団体又は第十八条第一項の規定により指定された公園管理団体で第十九条第一項第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地若しくは木竹の所有者又はこれらの使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下これらを「土地の所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。　一―五　（略）２―５　（略）（指定）第十八条　知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。２―４　（略）（業務）第十九条　公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。　一・二　（略）　三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。２　公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。　一　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。　二　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。　三　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。　四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。（連携）第二十条　公園管理団体は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一項第一号に掲げる業務を行わなければならない。 | （公園計画の決定）第四条　（略）２　（略）３　（略）４　前二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。（公園事業の決定等）第五条　（略）２　前条第三項の規定は、公園事業の決定、廃止及び変更について準用する。３　（略）（風景地保護協定の締結等）第十二条　地方公共団体又は第十八条第一項の規定により指定された公園管理団体で第十九条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地若しくは木竹の所有者又はこれらの使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下これらを「土地の所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。　一―五　（略）２―５　（略）（指定）第十八条　知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。２―４　（略）（業務）第十九条　公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。　一・二　（略）　三　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。　四　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。　五　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。　六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。（連携）第二十条　公園管理団体は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。 |
|  |  |

第二条　大阪府立自然公園条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （利用のための規制）第十一条　（略）　一・二　（略）　三　野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。２　知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、当該行為をやめるべきことを指示させることができる。３　（略）第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。　一　第六条第三項の規定に違反した者　二　第八条第一項の規定による命令に違反した者第三十条　第六条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第三十二条　（略）　一―五　（略）　六　自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第十一条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をした者　七　（略） | （利用のための規制）第十一条　（略）　一・二　（略）２　知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、当該行為をやめるべきことを指示させることができる。３　（略）第二十九条　第八条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。　一　第六条第三項の規定に違反した者　二　第六条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者第三十二条　（略）　一―五　（略）　六　自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第十一条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者　七　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。